



平成29年11月17日、福島地方裁判所郡山支部で、ふるさとを返せ！津島原発訴訟第10回口頭弁論期日が行われました。また、弁護団と原告団による第10回裁判集会が行われました。

代表弁護士の挨拶

～3. 11直後のメルケル首相の決断～

弁護士 高橋 利明



「意見書」をお願いしている佐藤暁氏の講演や論文はかなりあるようだ。例えば、岩波書店が発行する「科学」では、「原子力発電所の安全審査と再稼働」と題して2014年8月から13回の連載がある。そして、裁判でも、多方面で意見書作成や証人としてご活躍の様子である。小生は、まだほんの一部しか読んでいない。

少し前の作品だが、「原発新設で安全性は高まるか？」(2015.5)という論考が、インターネットで見つかった。その中に「経営者がケチリ、技術者がヤル気を無くすと、まさにそこが突かれて大事故が起こる」とあった。福島第一事故は、その例だとあった。そして、原子力の安全を求めて学習を進めれば、原発建設は採算の採れない事業になるはずだと宣言されていた。

こうして見ていたら、「脱原子力を選択したドイツの現状と課題」(熊谷徹氏 2015.6)という論考が目に入った。

ドイツの原発政策の流れが紹介されていたが、特に、東日本大震災からのドイツの原発政策の急転回には目を見張るものがあった。メルケル首相の国民に対する安全確保の責任感と決断には感服した。小生は、原発には問題があることは感じていたが、当時、それ以上に直ちに全廃とまで考えていたわけではなかった。

しかし、ドイツという遠いヨーロッパの国が、3.11後、4日後にして、国内全17基の原発を止めて安全確認を行ったり、古い原発7基を直ちに廃炉決定。そして、4か月後には、2022年には原発を全廃するとの法整備を行った、などというニュースを耳にするたびに、驚かされた。熊谷氏の前記の論考には、こうした事実も取り上げられていたが、メルケル首相の、2011年6月9日の連邦議会での演説が紹介されていた。その中から二つだけを取り上げよう。その一つは、メルケル首相が、「私は、“日本ほど技術水準が高い国も、原子力のリスクを安全に制御することはできない”ということを理解した」という件である。メルケルは、日本の国をこう見ていたのかも



しれないが、日本の国では、「形の上の技術レベル」としては、一定の水準にあるとしても、行政や企業の経営段階での方針決定になると、経済採算が優先してこれが活かされない。二つ目。メルケルは、「私は、次のようなりスク評価を行いました。」と決意を述べたうえ、「人間に推定できる限り絶対に起こらないと確信を持てる場合のみ、受け入れることができます。」と宣言をしている。これがドイツ国内での原発の安全基準なのであろう。どこかの国のように、あたかも町工場レベルでの安全基準のようにして、費用対効果のバランスの中でしか対策を行わない例とは、天と地ほどの差を感じた。そして、これが本当の事故原因なのであろう。



第10回口頭弁論期日の報告

弁護士 澤藤 大河



弁護士の澤藤大河と申します。今回初めて、第27準備書面とその弁論要旨陳述を担当しました。

今回、私が担当したのは、結果回避可能性についての準備書面です。

私たちの訴訟は、原状回復と損害賠償を求めています。不法行為損害賠償請求が認められるためには、加害者被告に過失が認められなければなりません。「法は不可能を求めない」という法諺のとおり、過失が認められる前提として、結果（本件では事故）を回避できた可能性が必要なのです。原告は、この可能性を主張し立証しなくてはなりません。

私は、被告において、結果回避可能性がなかった等と主張するはずがないと考えていました。なぜなら、事故はどうやっても回避できず、不可避だったというのであれば、そんな危険な原発は、そもそも設置も無理であったということになりかねないからです。

ところが、被告らは、ふてくされたように開き直り、事前に何を対策しようとも、どうせ事故に至ったのだと主張しました。それだけでなく、千葉判決でも結果回避可能性を否定したことで、がぜん重要な争点となりました。

実は、国は、3.11の事故後僅か1か月間で、事業者に津波対策を実施させ、「同様の津波が生じても全国の原発で今後同様の事故は生じない」と宣言しているのです。たった一か月間で実施できたことがなぜ事前にできなかったのか、その程度の対策で事故が生じないといえるのであればどうして訴訟で結果回避不可能を主張するのか、被告らの無責任さには強い怒りを感じます。

法廷の前日、緊張しないのかと、家族に尋ねられました。でも、私はまったく緊張を感じませんでした。それは私がずうずうしいからだけではなく、献身的な原告団と強力な弁護団に十分に支援されている安心感があったからです。何度も何度も内容を相談し、朗読についての練習もする中で、内容は十分なものになっていることも、いざというときはみんなが助けてくれることも、確信がありました。

期日はいつも楽しみです。原告の皆さんに会えるからです。厳しい状況の中でも、仲



間と手を携え、自分たちの生活を切り開こうとするみなさんとの交流は、私自身がとても励まされます。

私が一人でできることは大きくはありませんが、できるだけ弁護団で活動していきたいと思っています。



原告のことは～原告意見陳述の一部をご紹介します～

原告 佐野 久美子さん

私は、30才で津島に戻りました。国分商店に勤め、嫁ぎ先は津島で、子供の頃のような自然と山菜、そしてモリアオガエルも生息していました。いんげんなどを農協に出荷し、田んぼで食べるだけの稲作をしていました。水は、引き水、井戸水を使い、風呂は、自分の山の木をマキにして燃やしていました。夏は、エアコンのいない涼しさ、冬はストーブで家の中全体があたたかになり、都会にはない生活を楽しんでいました。又、冬は、雪が降り、大変な時もありましたが、カマクラを作ったりソリですべったりと、自然にみあった生活をしていました。

そんな中、直売所に入らないかと私に声がかかりました。直売所では、山菜、きのこ、かぼちゃまんじゅうなどの他、漬物、エゴマの油、しみ餅などが売られていました。私は、野菜山菜の他、特に津島の高冷地を利用したりりんどうの花を作付けして売っていました。秋のきのこの時期には、マツタケ、イノハナが並び、収穫祭などで、オリミキなどのきのこをきのこ汁にして食べてもらいました。何とも言えない、おいしい一ぱいでした。

レジ当番をしたり、品物を売ったりと少しずつ収入にもなり、お客さんにお茶などを出して話をし、生きがいがあり日々のはりあいになりました。りんどうの花を主体に家で作物を作り、直売所を中心として活動し始めて3年。これからという矢先に、原発事故がおきました。

3月15日、私たち家族は二本松市の太田住民センターに避難をし、借上住宅を経て大玉村に行き着きました。生活の激変。避難の長期化。将来への不安。豆団子のみそ汁も今は食べられませんし、宝石のような空も、もう見ることはできません。

私は、今年で四年目、トルコギキョウを作って避難先の農協と直売所に出しています。私になぜ、トルコギキョウを作っているかという、子どもや孫に、「津島から出されても、大玉でがんばって花づくりをしていた」と言われたい為です。夫と私は、大玉村でも自分の生活スタイルをくずさず、津島でつちかった信念を持った生活をしたいと思えます。



私達の愛する津島。その自然の恵みを得、動物と共存して生きていたのに、その自然のサイクルも壊され、生きていく張合いもなくなり、だんだん年を増すばかりです。今のままでは、負の遺産を子供に相続させる様です。津島を早く元どおりにして安全で安心な所にして、子供

達もいつでも戻れる様にして下さい。裁判官の皆様、そして、国、東電の皆様、津島に立ち入りをして現状を見て下さい。そして、責任の重さを感じ取って欲しいと思います。

原告 馬場 靖子さん

馬場家は夫で4代目です。阿武隈山系にある津島は、山の斜面に棚田が積みあがっています。馬場家も小さな棚田ばかりありました。3代前から懸命に働いて少しずつ増やしてきたのです。一枚一枚の棚田はとても小さく、農業機械を使えません。

夫は農業の基盤整備に取り組みました。45、6枚の棚田は、7枚の広い水田に生まれ変わりました。機械を収納する倉庫を建てました。和牛の畜産もやっていたので、牛舎を造り、冬場の飼料を確保するための大きな倉庫も建てました。

農家の苦労は並大抵ではありません。たとえば収穫直前の田んぼがイノシシに狙われます。真夜中に田廻りをし、一晩中ラジオを鳴らします。それでも、稲架掛けした稲束のモミが食い荒らされて悔しい思いをします。そういうことは何度もありました。



畜産も大変です。たとえば牛のお産。夜中に、親牛の、吠えるような鳴き声に飛び起きて、夫婦ふたりで牛舎に走ります。難産のほうが多いのです。人の手で引っ張りださねばならないことも少なくありません。無事に産まれてよちよち立ち上がり、お乳を飲み始めたときの嬉しさは、それまでの苦労を忘れさせてくれます。わが子のような思いで夫は牛を育てているのだと気づかされました。

浪江町議会議員になって、夫はいつそう忙しくなりました。どんなに遅く帰ってきて、夫は必ず牛舎に行きました。牛たちに声をかけ体をさすってやるのです。

津島に移って20年がたったころには農業経営も軌道にのりました。夫の苦労が実ったのです。私は、教職を離れ、夫を手伝って農業と畜産に励むようになりました。豊かな自然のなかで農業をしながら、夫婦ふたりでのんびり老後を楽しむことができる。そう思っていた矢先のことでした。2011年3月、原発事故が起きました。

原発事故は、すべてを奪いました。住まいも、田畑も、仕事もすべてです。自宅の敷地も、自宅の中までも、野生動物に荒らされました。牛舎は荒れ果て、野生動物の棲み処になってしまいました。



わたしが津島小学校で教えた子ども達も、いまは子育てに忙しい世代です。自分の幼い子どもの健康を思えば、津島に戻ることはできません。

幼い子どもを連れてふるさとに帰れるようにしてほしい。皆が笑顔になれるようにしてほしい。除染の技術はどのくらい進歩しているのでしょうか。国や東電は除染の技術開発をしているのでしょうか。山は無理だなんて言わないでください。山はわたし達の生活圏そのものなんですから。

【津島原発訴訟弁護団 連絡先】

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 10階

電話：03-6273-0079 メール：tusima@iaa.itkeeper.ne.jp 事務局 池田 佳子